

**合併協定項目の調整状況一覧表** （令和3年3月末現在）

番号	協定項目	調整内容	調整事務事業	調整状況	完了予定期
1	合併の方式	むつ市への編入合併とする。	—	—	—
2	合併の期日	合併の期日は、平成17年3月14日とする。	—	—	—
3	新市の名称	新市の名称は、「むつ市」とする。	—	—	—
4	新市の事務所の位置	新市の事務所の位置は、現むつ市役所の位置とする。	—	—	—
5	財産及び債務の取扱い	2町1村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。	各種基金の積立及び繰越に関すること	済	—
			地方債の現在高に関すること	済	—
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	① 川内町、大畠町、脇野沢村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、引き続きむつ市の議会の議員として在任する。 ② 在任期間中の報酬額は、むつ市の議会議員は、現行のとおりとし、川内町、大畠町、脇野沢村の議会議員は、3町村の平均額とする。 ③ 合併後、最初に行われる一般選挙については、定数30人として各市町村を単位とする選挙区を設ける。選挙区における定数は、むつ市は21人、川内町は3人、大畠町は4人、脇野沢村は2人とする。その後の一般選挙の選挙制度については、合併後、最初に行われる選挙後の新しい議会において検討する。	議員任期に関すること	済	—
			議員定数に関すること	済	—
			議員報酬・費用弁償等に関すること	済	—
			—	—	—
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	1市2町1村の農業委員会は、農業委員会等に関する法律第34条第2項の規定を適用し、平成17年7月14日まで新市の農業委員会として、それぞれ従前のとおり存続する。委員の報酬については、各農業委員会の従前の例とする。 その後、1つに統合し、定数を22名とし、複数の選挙区を設けることとする。統合後の委員の報酬、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する。	農業委員会の選挙による委員の定数条例に関すること	済	—
			農業委員会の定数、任期に関すること	済	—
			農業委員会委員の選任に関すること	済	—
			委員報酬に関すること	済	—
8	地方税の取扱い	地方税の取扱いについては、次の区分のとおりとする。 ① 市町村民税（個人）の均等割の税率については、3,000円（標準税率）とする。 ② 市町村民税（法人）の均等割及び法人税割の税率については、制限税率とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定に基づき、合併する年度及びこれに続く5年度間は、不均一課税を実施する。 ③ 固定資産税の税率については、現行の標準税率を適用する。 ④ 軽自動車税の税率については、現行のとおりとする。また、納期は5月とし合併時に調整する。ただし、弁償金については、川内町の例により合併時に統合する。また、減免基準は、合併時に統合する。 ⑤ 市町村たばこ税については、現行のとおりとする。 ⑥ 鉱産税については、現行のとおりとし、合併時に統合する。 ⑦ 特別土地保有税については、現行のとおりとし、合併時に統合する。 ⑧ 都市計画税の税率については、合併時に該当する1市1町の統合を図る。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定に基づき、合併する年度及びこれに続く5年度間は、不均一課税を実施する。 ⑨ 入湯税については、大畠町の例により合併時に統合する。 ⑩ 徴収方式及び納期については、平成17年度から集合方式で8期とする。	市町村民税賦課事務（税率、納期、減免等）の普通徴収に関すること	済	—
			法人市町村民税賦課事務に関すること	済	—
			固定資産税賦課事務に関すること（税率、納期、減免等）	済	—
			特別土地保有税に関すること	済	—
			軽自動車税賦課事務に関すること（税率、納期、減免等）	済	—
			たばこ税に関すること	済	—
			入湯税に関すること	済	—
			都市計画税に関すること（課税標準、税率）	済	—
			鉱産税に関すること	済	—
			集合徴収方式に関すること	済	—
			—	—	—

番号	協定項目	調整内容	調整事務事業	調整状況	完了予定期
9	一般職の身分の取扱い	① 3町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定により、すべて、新市の職員として引き継ぐ。 ② 職員数については、合併後、速やかに、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。また、事務組織及び機構の構築を踏まえ、段階的かつ年次的に対応を図る。 ③ 職員の給与等については、現給を保障し、職員の給与の適正化の観点及び不均衡が生じないよう、合併時に新市において適正に再編する。 ④ 職員の職の設置、職名、職階及び任用要件については、人事管理の適正化の観点から、新市の職制等を考慮し、合併時に新市において速やかに再編する。 ⑤ 職員のサービス及び勤務条件等については、職員の処遇の適正化の観点から、合併時に新市において速やかに再編する。	職員の採用に関すること 退職者の再任用に関すること 職員の昇任、降任、異動に関すること 職員の退職に関すること 定員管理・定員適正化計画に関すること 職員の服務に関すること 職員の分限処分に関すること 職員の懲戒処分に関すること 休職処分者に関すること 職員の勤務条件に関すること 職務に専念する義務の免除に関すること 職員の人事・給与及び身分に関すること	済 済 済 済 済 済 済 済 済 済 済 済 済	— — — — — — — — — — — — —
10	特別職の身分の取扱い	① 川内町、大畠町、脇野沢村の常勤の特別職の職員（三役及び教育長）は、失職する。 ② 行政委員会の委員の身分の取扱いについては、各法令の定めるところにより、新市において所要の調整を図る。 ③ その他の非常勤特別職の職員の身分の取扱いについては、各種事務事業の調整結果を踏まえながら、各地域の実情に応じ、委員構成等について所要の調整を図る。 ④ 報酬及び費用弁償については、現行の報酬額及び同規模の自治体の例を参考に新市において調整を図る。	固定資産評価審査委員会に関すること 特別職、非常勤特別職の報酬・費用弁償に関すること 特別職(市町長等)等の給料に関すること 特別職報酬等審議会に関すること 非常勤特別職の勤務条件に関すること 監査委員の定数に関すること 報酬・費用弁償等に関すること 水道料金等審議会に関すること 公営企業局事業再評価審議委員会に関すること 奨学生選考委員会に関すること 社会教育委員に関すること 文化財審議委員に関すること	済 済 済 済 済 済 済 済 済 済 済 済 済	— — — — — — — — — — — — —
11	条例、規則等の取扱い	条例、規則等の取扱いについては、基本的にむづ市の条例、規則等を適用する。ただし、条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議及び承認された各合併協定項目の調整の方針に基づき、次の区分により整備する。 ① 合併と同時に市長の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの。 ② 合併後においても、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。 ③ 合併後において、逐次制定し、施行させるもの。	法規管理に関すること 情報公開制度に関すること 給料表に関すること 一般職の初任給・昇格・級別標準職務基準に関すること 手当に関すること 職員の旅費に関すること 昇給モデルに関すること 特別昇給に関すること わく外昇給に関すること 電子計算機処理に係る個人情報保護条例の制定・運用に関すること 電子計算機処理に係る個人情報保護条例の制定・運用（セキュリティ対策） 電子計算機処理に係る個人情報保護条例の制定・運用（セキュリティに関する規程等の整備）	済 済 済 済 済 済 済 済 済 済 済 済 済	— — — — — — — — — — — — —

番号	協定項目	調整内容	調整事務事業	調整状況	完了予定期
12	事務組織及び機構の取扱い	<p>1. 新市における行政組織及び機構は、4市町村の速やかな一体化を促進し、4市町村の均衡ある発展と住民福祉の向上に資することを基本とし、次の方針に基づき調整する。</p> <p>① 地域住民の利便性が損なわらず、利用やすく分かりやすいこと。</p> <p>② 地域住民の声を適正に反映できること。</p> <p>③ 簡素で効率のこと。</p> <p>④ 新市建設計画（新市まちづくり計画）を円滑に遂行できること。</p> <p>⑤ 行政課題に迅速かつ的確に対応できること。</p> <p>⑥ 指揮命令系統が明確であること。</p> <p>2. 庁舎等の取扱いについて</p> <p>① むつ市役所を本庁とし、3町村の役場は川内庁舎、大畑庁舎、脇野沢庁舎とする。</p> <p>② 3庁舎には、基本的に従来の役場機能を維持する部門を置く。ただし、本庁に集約できる部門は本庁に集約し、事務の効率化を図る。</p> <p>③ 3庁舎の各部門は、業務内容に応じて本庁の各部門に所属する。また、3庁舎には地域課題への一体的対応や効果的・効率的行政運営のため、内部の連携・調整を図り本庁機能を補完する長を置く。長の決裁権等については、行政の簡素化・効率化、指揮命令系統の明確化等を勘案、考慮して定める。</p> <p>④ 本庁の組織は、むつ市の行政組織を基本として調整する。</p> <p>⑤ 組織・機構については、新市において、行政の簡素化・効率化の観点から、本庁及び3庁舎の有効活用も視野に入れ、再編も含め改革、改善の検討を引き続き行う。</p>	行政組織に関すること 職員の職制及び配置に関すること 管理職員等の範囲を定める規則に関すること 職務権限に関すること 事務局機構・職員数に関すること 事務局機構・職員数に関すること 簡易水道事業の経営に関すること	済 済 済 済 済 済	－ － － － － －
13	一部事務組合等の取扱い	<p>① 一部事務組合</p> <p>下北地域広域行政事務組合、一部事務組合下北医療センター、青森県市町村職員退職手当組合、青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合、青森県自治会館管理組合、青森県交通災害共済組合及び青森県市町村税滞納整理組合については、川内町、大畑町及び脇野沢村が、合併の日の前日をもって脱退する。</p> <p>② 法定協議会</p> <p>むつ・川内・大畑・脇野沢合併協議会については、合併の日の前日までに解散し、青森県下北地方視聴覚教育協議会については、川内町、大畑町及び脇野沢村が、合併の日の前日をもって脱退する。</p> <p>③ 機関の共同設置</p> <p>むつ下北介護認定審査会については、川内町、大畑町及び脇野沢村が、合併の日の前日をもって脱退する。</p> <p>④ 事務委託</p> <p>公平委員会事務及び視聴覚教材購入事務については、川内町、大畑町及び脇野沢村が、合併の日の前日をもって、当該委託に関する規約を廃止する。</p> <p>⑤ 公社・財団法人等</p> <p>川内町、大畑町及び脇野沢村における当該公社・財団法人等に係る権利を、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、同様な事業を行う財團等は、新市の速やかな一体性の確保を図るために統合整備に努める。</p>	下北地域広域行政事務組合の総括に関すること 一部事務組合下北医療センターの総括に関すること 視聴覚教材購入事務に関すること 青森県下北地方視聴覚教育協議会に関すること	済 済 済 済	－ － － －
14	使用料、手数料等の取扱い	<p>① 使用料等については、4市町村で同一及び類似する施設等又は各市町村独自の施設等は、現行のとおりとし、新市において住民の一体性の確保を図るとともに地域の実情を考慮し、適正な料金のあり方等について調整を図る。</p> <p>② 手数料については、負担公平の原則により、可能な限り合併時までに統一に努める。ただし、各市町村独自及び国、県に準ずる必要のある手数料については、現行のとおりとする。</p> <p>③ 各種事務事業の取扱いについて、決定した使用料、手数料等については、その方針に準ずる。</p>	税務証明事務に関すること 住民票等に関すること(交付手数料) 住民票閲覧に関すること 住民票・戸籍謄・抄本その他の証明交付事務に関すること 印鑑登録・交付事務に関すること 労働手帳に関すること 公営牧野の管理及び運営に関すること 漁港使用料に関すること 漁港占用料に関すること	済 済 済 済 済 済 済 済 済	－ － － － － － － － －

番号	協定項目	調整内容	調整事務事業	調整状況	完了予定期
			道路占用に関すること	済	—
			屋外広告物の許可手数料徴収に関すること	済	—
			公営住宅等の使用料及び徴収に関すること	済	—
			水道料金に関すること	済	—
			水道加入金に関すること	済	—
			水道関係手数料に関すること(設計審査・検査手数料)	済	—
			公民館使用料に関すること	済	—
15	公共的団体等の取扱い	公共的団体等については、各団体の独自性及び実情を尊重しながら調和に努める。	連合婦人会に関すること	済	—
			子ども会育成会連絡協議会に関すること	済	—
			女性団体連絡協議会に関すること	済	—
16	補助金・交付金等の取扱い	補助金、交付金等の取扱いについては、その事業の目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、新市において公共の必要性、有効性、公平性の観点に立ち、健全財政の確立を前提として新市全体の均衡を保つよう速やかに調整する。なお、各種事務事業等の取扱いで調整された補助金、交付金等については、その調整の方針のとおりとする。	特定作物定着事業補助金に関すること	済	—
			農業経営基盤強化資金利子助成金に関すること	済	—
			中山間地域等直接支払制度に関すること	済	—
			土地改良区の維持管理に対する委託・補助に関すること	済	—
			その他補助金・負担金	済	—
17	町名・字名の取扱い	① むつ市の町・字の区域及び名称は、現行のとおりとする。 ② 川内町、大畑町、脇野沢村は「町」の区域を設定（大字・小字の表記はしない。）する。 ③ 川内町、大畑町、脇野沢村は、旧町村名をそれぞれ「川内町」、「大畑町」、「脇野沢」と表記し、現行の町名・字名（大字）に冠する。 ④ 現行の大字名と字名が重複する場合は、大字名を削除する。 ⑤ 川内町、大畑町、脇野沢村の町・字の区域については、従前のとおりとする。	町・字の変更に関すること  市(町村)の境界及び区域に関すること	済 済	— —
18	慣行の取扱い	① 新市の市章については、現むつ市の市章を引き継ぐ。 ② 新市の市民憲章については、合併時に廃止し、合併後に検討し必要であれば制定する。 ③ 新市の花、木、鳥等については、合併時に廃止し、合併後に検討し必要であれば制定する。 ④ 新市の表彰制度については、現むつ市の制度を引き継ぐ。 ⑤ 名誉市民表彰制度については、新市において新たに検討する。 ⑥ 新市の市民歌については、合併時に廃止し、合併後に検討し必要であれば制定する。ただし、むつ市と川内町の市町民歌は、各地域で長年親しまれてきたものであるから、地域の要望があれば、地域の愛唱歌として残す。	表彰に関すること  名誉市民に関すること  市章に関する事  市（町村）の花・木・鳥等に関する事  市（町村）民憲章に関する事  市（町村）歌に関する事	済 済 済 済 済	— — — — —

番号	協定項目	調整内容	調整事務事業	調整状況	完了予定期
19	消防団の取扱い	<p>① 新市の消防団組織については、4市町村消防団の連合消防団として合併時に再編し、消防団員については、新市の消防団員として引き継ぐ。</p> <p>② 消防団員の定数は、1, 265人（現行条例定数）とする。</p> <p>③ 新市に連合消防団長を置く。なお、連合消防団長は、4市町村の消防団長の推薦により市長が任命する。また、4市町村の消防団長については、それぞれの消防団の推薦により市長が任命する。団長以外の団員は、次に掲げる資格を有する者のうちから市長の承認を得て、団長が任命する。</p> <p>1. 新市の区域内に居住する者 2. 年齢18歳以上の者 3. 志操堅固で、かつ、身体強健な者</p> <p>④ 従来の4市町村の消防団の組織形態、活動内容及び区域等については、当面現行の体制で運用することとし、新市において調整する。</p> <p>⑤ 消防団員の階級別に係わる任期及び定年の取扱いについては、合併時までに調整する。</p> <p>⑥ 団員の報酬及び費用弁償については、現行の4市町村の現況を参考に合併時までに調整する。</p> <p>⑦ 団員に関する分限及び懲戒、服務その他の身分の取扱いについては、合併時までに調整する。</p> <p>⑧ 消防団の年間行事等については、新市において調整する。消防委員会については、合併時に廃止する。なお、必要に応じ委員会の設置を検討する。</p>	<p>消防団条例、規則に関すること</p> <p>消防団の組織に関すること</p> <p>消防団役員会に関すること</p> <p>消防団員の任用・給与・服務等に関すること</p> <p>消防団の諸行事に関すること</p> <p>消防委員に関すること</p>	済	—
20	防災関係事業の取扱い	<p>① 地域防災計画は、新市において速やかに策定する。なお、新市の地域防災計画が策定されるまでの間は、現行の市町村地域防災計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>② 自主防災組織は、合併時に現行のまま地区支部組織として新市に引き継ぐ。補助金等については、従来からの経緯、実情及び現行の実績を考慮し、合併後3年以内に補助基準を統一する。</p> <p>③ 防災行政無線については、新市の本庁舎から管内全域に情報伝達ができる連絡体制をできるだけ早い機会に再編する。</p>	<p>防災会議に関すること</p> <p>地域防災計画に関すること</p> <p>自主防災組織に関すること</p> <p>災害対策本部に関すること</p> <p>原子力防災に関すること</p> <p>青森県地域情報ネットワーク（総合防災情報システム含む）に関すること</p> <p>災害時の相互応援支援協定に関すること</p> <p>防災行政無線に関すること</p>	済	—
21	地域審議会等の取扱い	合併後、新市において、既存の各種広聴機能及び制度との整合性を勘案するとともに、地域の実情及び新市の一体性の確保にも十分留意しつつ、地方自治法に定める地域自治区（地域協議会）の導入について、速やかに検討する。	<p>都市計画審議会に関すること</p>	済	—
22	電源三法交付金等の取扱い	現在それぞれの市町村において整備計画を提出済みの事業については、新市においても引き続き実施する。また、今後交付が見込まれる交付金の使途については、新市の一的な地域振興を図ることを基本理念として実施事業を決定することとする。その場合において、新市の財政再建団体転落を回避するため、交付金の効率的運用を図ることとし、施設の維持運営費等に最大限充当するよう調整する。	<p>電源三法交付金事業に関すること</p>	済	—
23	公共施設の管理委託等の取扱い	公共施設の管理については、健全な財政基盤の確立と行政サービスの更なる向上を目指し、合併後できるだけ早い時期に民間委託等による効率的な維持管理運営体制を確立する。 なお、実施に当たっては、地域の実情等を十分考慮する。	<p>農業振興施設等の管理及び運営に関すること</p> <p>畜産施設管理運営に関すること</p> <p>魚類種苗生産施設及びヒラメ中間育成施設に関すること</p> <p>漁業協同組合に関すること</p>	済	—

番号	協定項目	調整内容	調整事務事業	調整状況	完了予定期
					年度
			漁港施設に関すること	済	—
			各種陳情に関すること	済	—
			水産関係のその他補助金、負担金	済	—
			かまふせビレッジの管理運営に関すること	済	—
			図書館の民間委託に関すること	済	—
			体育施設の管理運営委託に関すること	調整中	R 4
			スキー場（リフト）の管理運営及び整備に関すること	済	—
24	各種事務事業の取扱い	—	—	—	—
24-1	電算システム事業	合併時に電算機器及びシステムを安全確実に統一しネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、市民生活に密接に関連した業務を優先し段階的な統合を図る	市町村民税賦課事務に関すること（電算システム） 国保税電算システムに関すること 電子計算機器の管理運用に関すること（機器・ネットワーク） 電子計算機器の管理運用に関すること（財務会計システム） 電子計算システムの管理運用に関すること（起債管理） 電子計算システムの管理運用に関すること（給与） 電子計算システムの管理運用に関すること（選挙） 電子計算システムの管理運用に関すること（住民税） 市町村税収納消込及び督促事務に関すること（現年度分） 市町村税収納消込事務に関すること（滞納繰越分） 電子計算システムの管理運用に関すること（法人市民税） 電子計算システムの管理運用に関すること（証明書発行） 電子計算システムの管理運用に関すること（固定資産税） 電子計算システムの管理運用に関すること（軽自動車税） 電子計算システムの管理運用に関すること（国民健康保険税） 電子計算システムの管理運用に関すること（収納・集合税） 電子計算システムの管理運用に関すること（宛名・口座情報・納税組合・送付先情報・納税管理人） 電子計算システムの管理運用に関すること（共有者情報） 電子計算システムの管理運用に関すること（住民登録・外国人登録） 電子計算システムの管理運用に関すること（印鑑登録） 電子計算システムの管理運用に関すること（住登外・法人）	済	—

番号	協定項目	調整内容	調整事務事業	調整状況	完了予定期
			電子計算システムの管理運用に関するここと(交通災害共済)	済	—
			電子計算システムの管理運用に関するここと(老人保健・老人医療)	済	—
			電子計算システムの管理運用に関するここと(介護保険)	済	—
			電子計算システムの管理運用に関するここと(障害者福祉)	済	—
			電子計算システムの管理運用に関するここと(健康管理)	済	—
			電子計算システムの管理運用に関するここと(児童手当・児童扶養手当)	済	—
			電子計算システムの管理運用に関するここと(保育所)	済	—
			電子計算システムの管理運用に関するここと(奨学資金)	済	—
			電子計算システムの管理運用に関するここと(国民健康保険資格管理)	済	—
			電子計算システムの管理運用に関するここと(国民年金)	済	—
			電子計算システムの管理運用に関するここと(住宅)	済	—
			電子計算システムの管理運用に関するここと(生活保護)	済	—
			電子計算システムの管理運用に関するここと(水道)	済	—
			電子計算システムの管理運用に関するここと(成人式)	済	—
			電子計算システムの管理運用に関するここと(犬の登録、予防接種)	済	—
			電子計算システムの管理運用に関するここと(防災行政無線)	済	—
			電子計算システムの管理運用に関するここと(その他単独処理)	済	—
			国保証電算管理システムに関するここと	済	—
			電子計算システムの管理運用に関するここと(農地管理)	済	—
24-2	姉妹都市等交流事業	国際・国内交流については、現行のとおり新市に引き継ぎ存続する。	国際交流に係る事務の総括に関するここと	済	—
			姉妹都市等都市交流に係る事務の総括に関するここと	済	—
24-3	納税関係事業	① 納税啓発前納報奨金については、合併の翌年度から3年度間実施する。 ② 納税貯蓄組合連合会は合併後に新組織を再編する。また、4市町村の納税貯蓄組合連合会は地区支部組織として現行のとおり存続する。なお、補助金については、従来からの実績を考慮し合併後に調整する。 ③ 紳士税貯蓄組合奨励金は、制度の経緯及び従来からの実績を踏まえ、全体の均衡を保つよう合併の翌年度に調整する。	市町村税収納管理事務に関するここと(納税啓発前納報奨金等) 市町村税収納管理事務に関するここと(納税貯蓄組合等)	済 済	— —
24-4	男女共同参画事業	男女共同参画事業については、男女共同参画社会基本法に基づき新市において引き続き実施する。合併後、できるだけ早い時期に新たな男女共同参画推進計画を策定し、地域の特性に応じた事業の推進を図るよう調整する。	男女共同参画計画の策定と進行管理に関するここと 男女共同参画推進市民懇談会に関するここと —	済 済 —	— — —
24-5	広報広聴関係事業	① 広報紙については、新市的一体感を醸成する上で、重要な役割を担うものであり、併せて、経費の節減も考慮して、合併時において統合する。 ② ホームページについては、合併時までに調整し、合併後、新市のホームページとして速やかに公開するよう努める。 ③ ラジオ広報、施設見学会、住民懇談会、市政モニター制度、各種相談事業、行政連絡員制度については、合併時においては、現行のとおりとし、合併後、できるだけ早い時期に地域の広域性を踏まえた調整を行う。 ④ その他の広報広聴関係事業については、新市において引き続き実施し、地域要望等の収集及び行政情報の提供に努める。	市行政の広報及び広聴に関するここと 広報紙発行業務に関するここと 各課ホームページに関するここと 市(町村)民懇談会に関するここと 市(町村)政に関する要望、陳情等の総合調整に関するここと 市(町村)政モニターに関するここと 市(町村)内施設見学会事業に関するここと	済 済 済 済 済 済 済	— — — — — — —

番号	協定項目	調整内容	調整事務事業	調整状況	完了予定期
			市町村会集会所設置等補助金に関すること	済	—
			行政連絡員に関すること	済	—
			交通事故相談に関すること	済	—
			行政相談員に関すること	済	—
			市（町村）民の諸相談に関すること	済	—
			自衛官募集に関すること	済	—
			人権擁護に関すること	済	—
24-6	国民健康保険事業	<p>① 賦課方式は、医療分については所得割・均等割・平等割の3方式とし、介護分については所得割・均等割の2方式とする。これらの税率についても、均一課税とし、合併時に医療費等の動向を考慮して税率の調整をし、平成17年度から施行する。ただし、低所得者についての7・5・2割軽減が適用できるように、平準化にも配慮して検討する。</p> <p>② 徴収方式及び納期については、平成17年度から集合方式で8期とする。</p> <p>③ 葬祭費については、むつ市の例による。その他の事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意して実施する。</p> <p>④ 財政調整基金については、合併時に保有残額を持ち寄る。</p> <p>⑤ 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。</p>	国民健康保険税率及び応能・応益割合に関すること	済	—
			国民健康保険健康優良家庭表彰事業に関するこ	済	—
			人間ドック助成に関するこ	済	—
			出産、葬祭に係る給付に関するこ	済	—
			出産育児一時金貸し付けに関するこ	済	—
			介護保険第2号被保険者に関するこ	済	—
			国民健康保険運営協議会に関するこ	済	—
			高額療養費貸付	済	—
			国保診療報酬支払準備基金に関するこ	済	—
			国民健康保険税の賦課・徴収事務に関するこ	済	—
24-7	環境衛生事業	<p>① 交通災害共済事業については、現行のとおり存続する。ただし、新入学児童の掛金負担は合併時に廃止する。</p> <p>② 交通安全母の会については、合併後、連合会より旧市町村ごとの各支部へ補助金を交付する。</p> <p>③ 交通整理員については、地域の必要性を勘案し、存続する。</p> <p>④ 交通安全協会に対する補助については、現行のとおりとする。</p> <p>⑤ 交通安全対策協議会については、むつ市に統合する。</p> <p>⑥ 交通安全条例については、むつ市の制度に統合し、交通安全協議会は会則で設置する。</p> <p>⑦ 斎場使用料については、むつ市の例により、動物炉の使用料については、川内町の例とする。</p> <p>⑧ 公営墓地については、現行のとおり存続する。</p> <p>⑨ 生活環境保全に関する条例については、合併後に調整する。</p> <p>⑩ 公衆浴場に対する補助については、合併時に廃止する。</p> <p>⑪ 斎場への遺体移送業務については、地域の特殊性の存する間は存続する。</p>	墓地公園の管理及び運営に関するこ	済	—
			斎場に関するこ	済	—
			公衆浴場等の補助に関するこ	済	—
			交通安全協会に関するこ	済	—
			交通整理員に関するこ	済	—
			交通安全対策の総合調整に関するこ	済	—
			市（町村）交通対策協議会に関するこ	済	—
			市（町村）交通安全母の会連合会に関するこ	済	—
			青森県交通災害共済に関するこ	済	—
			生活環境の保全等に関する条例に関するこ	済	—
			靈柩車（公用車）に関するこ	済	—

番号	協定項目	調整内容	調整事務事業	調整状況	完了予定期
24-8	廃棄物対策事業	<p>① 廃棄物減量等推進審議会については、合併時に継続し、審議会の構成員数等の検討事項を協議する。</p> <p>② ごみ焼却施設等については、新市に引き継ぐ。最終処分場は、水質管理を継続し、水質等の安定化に応じて閉鎖する。</p> <p>③ 可燃・不燃用ごみ袋の料金については、平成17年度から(大)4.5リットル1枚30円、(小)22.5リットル1枚20円に統一する。また、資源用ごみ袋及び粗大ごみ処理券並びに自己搬入の料金については、廃棄物減量等推進審議会に諮り、合併後3年以内を目途に調整する。</p> <p>④ 一般廃棄物処理業許可手数料等については、平成17年度から許可手数料を2,000円、許可更新手数料を2,000円、許可証再交付手数料を200円とする。</p> <p>⑤ 収集体制及び収集方式並びに収集頻度等については、廃棄物減量等推進審議会に諮り、合併後3年以内を目途に調整する。</p> <p>⑥ 資源ごみ回収奨励金及び廃棄物減量等推進員制度については、廃棄物減量等推進審議会に諮り、合併後3年以内を目途に調整するが、廃棄物不法投棄監視員制度は存続させる。</p>	<p>一般廃棄物処理手数料に関すること</p> <p>粗大ごみの収集に関すること</p> <p>一般廃棄物処理業許可及び業者指導と許可業者の車両の管理に関すること</p> <p>ごみの収集に関すること</p> <p>ごみ減量、資源化に関すること</p> <p>資源集団回収及び奨励金に関すること</p> <p>不法投棄に関すること</p> <p>—</p>	済	—
24-9	児童福祉事業	<p>① 国又は県等が定める制度については、その制度の要綱等に準拠して実施する。</p> <p>② 独自の制度については、趣旨や目的が効果的に機能する市町村の例により調整を図る。</p> <p>③ 社会福祉協議会については、社会福祉法に基づき合併時に統合する方向で調整を図る。また、新市は、社会福祉協議会と協力し、住民が安心して生活できるよう福祉の充実に努める。なお、委託する事業については、地域の実情と社会福祉協議会の事情を考慮し協議のうえ調整に努める。</p> <p>④ 出産祝い金については、川内町・大畠町の制度を例とし合併時に再編する。</p> <p>⑤ 児童育成支援金については、合併時に廃止する。ただし、合併前の認定者には、経過措置として合併後も旧川内町・旧大畠町内に在住することを条件として、最終支給時期まで支給する。</p>	<p>青少年健全育成事業に関すること</p> <p>青少年健全育成推進員協議会に関すること</p> <p>保護司会に関すること</p> <p>保護司候補の内申に関すること</p> <p>少年指導員協議会に関すること</p> <p>青少年問題協議会に関すること</p> <p>青森県青少年健全育成推進員の推薦に関するこ</p> <p>青少年育成市町村民会議活動補助に関するこ</p> <p>青少年を育てる地域づくり推進運動に関するこ</p> <p>青少年健全育成市民大会に関するこ</p> <p>少年センターに関するこ</p> <p>少年センター運営委員会に関するこ</p> <p>社会を明るくする運動に関するこ</p> <p>民生児童委員活動費に関するこ</p> <p>民生委員・児童委員連絡協議会の事務に関するこ</p> <p>第一、第二、第三民生委員児童委員協議会の事務に関するこ</p> <p>特別児童扶養手当取扱事務事業に関するこ</p> <p>ほのぼのコミュニティ21推進事業に関するこ</p> <p>市町村社会福祉協議会に関するこ</p> <p>市町村社会福祉協議会活動費補助金に関するこ</p> <p>福祉事務所実習生受入事務に関するこ</p> <p>日本赤十字社事業に関するこ</p> <p>赤十字協賛委員会に関するこ</p> <p>赤十字有功会に関するこ</p> <p>赤十字奉仕団に関するこ</p> <p>防犯に関するこ</p>	済	—

番号	協定項目	調整内容	調整事務事業	調整状況	完了予定期
			防犯協会に関すること	済	—
			防犯指導隊に関すること	済	—
			学校警察連絡協議会補助金に関すること	済	—
			防犯協会補助金に関すること	済	—
			暴力追放運動に関すること	済	—
			児童手当に関すること	済	—
			児童扶養手当に関すること	済	—
			出産祝い金、児童育成支援金支給に関すること	済	—
			遺児援護に関すること	済	—
			家庭児童相談室相談業務に関すること	済	—
			生活安全条例に関すること	済	—
			児童環境づくり（児童虐待防止ネットワーク協議会）に関すること	済	—
			青森県社会環境点検モニターに関すること	済	—
			ドメステックバイオレンスに関すること	済	—
			児童館管理に関すること	済	—
			児童クラブ事業（放課後児童クラブ）に関すること	済	—
			地域組織活動育成事業に関すること（母親クラブ活動費補助）	済	—
			母子生活支援施設への保護に関すること	済	—
			母子、父子、寡婦福祉に関すること	済	—
			母子寡婦福祉貸付金に関すること	済	—
			母子家庭等医療費助成に関すること	済	—
			高額療養費支払資金貸付に関すること	済	—
			子育て支援事業に関すること	済	—
			地域子育て支援センター事業に関すること	済	—
			母子福祉会活動補助事業に関すること	済	—
			子育てメイトに関すること	済	—
			助産施設における助産の実施に関すること	済	—
24-10	保育事業	① 保育料については、4市町村のバランスに留意しながら、新市の検討委員会において経過措置を含め検討し、保育料の統一の方向で調整を図る。ただし、平成17年度については、現行の保育料とする。 ② 特別保育事業については、地域の保育ニーズの動向を勘案し、新市において、各保育所の特色を活かしつつ推進する。	公立保育所に関すること	済	—
			保育料に関すること	済	—
			保育料の減免に関すること	済	—
			保育料軽減事業に関すること	済	—
			保育所（園）入・退所事務に関すること	済	—
			公立保育所給食に関すること	済	—
			公立保育所の衛生管理に関すること	済	—
			公立保育所民営化に関すること	済	—
			認可外保育施設補助に関すること	済	—
			特別保育事業に関すること	済	—

番号	協定項目	調整内容	調整事務事業	調整状況	完了予定期
			保育所苦情等取扱規程に関すること	済	—
			日本体育、学校健康センター共済掛金に関すること	済	—
			園児バスに関すること	済	—
24-11	障害者福祉事業	① 国又は県等が定める制度については、その制度の要綱等に準拠して実施する。 ② 独自の制度については、趣旨や目的が効果的に機能する市町村の例による。 ③ 障害者の社会参加に係る事業等については、合併後速やかに再編し、充実に努める。	障害児福祉手当に関すること	済	—
			特別障害者手当等に関すること	済	—
			身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児相談に関すること	済	—
			身体・知的障害者及び障害児支援費制度に関すること	済	—
			心身障害者扶養共済制度に関すること	済	—
			身体障害者手帳交付事業に関すること	済	—
			身体・知的関連証明書発行事務に関すること	済	—
			更生医療給付事業に関すること	済	—
			心身障害者施設整備・設備整備に関すること(ふれあいの家)	済	—
			身体障害者・知的障害者・障害児入浴サービス事業に関すること	済	—
			身体障害者施設入所者就職支度金支給事業に関すること	済	—
			身体障害者自動車運転免許取得に関すること	済	—
			身体障害者用自動車改造費助成に関すること	済	—
			身体障害者補装具の交付及び修理に関すること	済	—
			身体障害者(児)日常生活用具給付に関すること	済	—
			身体障害者スポーツ大会に関すること	済	—
			難病居宅支援事業に関すること	済	—
			療育手帳事務に関すること	済	—
			重度心身障害者医療費助成事業に関すること	済	—
			重度身体障害児・者日常生活用具給付に関すること	済	—
			知的障害者援護施設入所者医療給付事業に関すること	済	—
			知的障害者職親委託事業に関すること	済	—
			精神障害者通院医療費公費負担に関すること	済	—
			精神障害者保健福祉手帳に関すること	済	—
			精神障害者居宅生活支援事業に関すること	済	—
			はまゆり学園に関するこ	済	—
			しもきた療育園に関するこ	済	—
			身体障害者福祉(協)会に関するこ	済	—
			精神障害者小規模作業所運営に関するこ	済	—
			精神障害者の家族会に関するこ	済	—
24-12	生活保護事業	生活保護事業は、社会福祉法に基づき、合併時にむづ市の例により統一する。	査察指導員に関するこ	済	—
			生活保護事業に関するこ	済	—
			生活保護適正実施推進事業に関するこ	済	—
			生活保護申請事務及び相談に関するこ	済	—

番号	協定項目	調整内容	調整事務事業	調整状況	完了予定期
			生活保護ケースワーカーに関すること	済	－
24-13	高齢者福祉事業	① 国又は県等が定める制度については、その制度の要綱等に準拠して実施する。 ② 独自の制度については、趣旨や目的が効果的に機能する市町村の例による。 ③ 在宅福祉補助事務については、新市において調整を図り、引き続き推進する。	老人保護措置事業に関すること	済	－
			高齢者の生きがいと健康づくり推進事業に関すること	済	－
			生きがい生活支援通所事業に関すること	済	－
			在宅福祉補助事務に関すること	済	－
			地域ケア会議の開催に関すること	済	－
			高齢者地域支援体制整備・評価事業（心配ごと相談所）に関すること	済	－
			外出支援サービス事業に関すること	済	－
			緊急通報体制等整備事業に関すること	済	－
			軽度生活援助ホームヘルプサービス事業に関すること	済	－
			配食サービス事業に関すること	済	－
			寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業に関すること	済	－
			訪問理美容サービス事業に関すること	済	－
			成年後見制度利用支援事業に関すること	済	－
			介護予防地域支え合い事業に関すること	済	－
			転倒予防教室に関すること	済	－
			老人クラブ活動等補助に関すること	済	－
			老人クラブ連合会に関すること	済	－
			敬老事業に関すること（長寿者褒賞、敬老祝品、敬老会助成事業）	済	－
			老人スポーツ大会に関すること	済	－
			家族介護用品支給事業に関すること	済	－
			ねたきり老人等日常生活用具等給付事業に関すること	済	－
			家族介護教室に関すること	済	－
			家族介護者ヘルパー受講支援事業に関すること	済	－
			家族介護者交流事業に関すること	済	－
			家族介護慰労事業に関すること	済	－
			在宅介護支援センター運営事業に関すること	済	－
			在宅介護支援センター運営協議会に関すること	済	－
			老人福祉センター施設維持管理に関すること	済	－
			在宅介護相談協力員に関すること	済	－
			住宅改修支援事業（理由書作成成分）に関すること	済	－
			介護予防プラン作成事業に関すること	済	－





番号	協定項目	調整内容	調整事務事業	調整状況	完了予定期
					年度
			予防接種事業に関すること	済	—
			健康教育業務に関すること	済	—
			乳幼児医療費給付事業に関すること	済	—
			介護家族健康教室に関すること	済	—
			思春期保健に関すること	済	—
			個別健康教育事業に関すること	済	—
			いきいき健康づくり講演会に関すること	済	—
			健康手帳交付に関すること	済	—
			健康まつりに関すること	済	—
			歯の衛生週間に関すること	済	—
			栄養相談に関すること	済	—
			食生活改善推進員会支援に関すること	済	—
			高齢者食生活改善事業に関すること。	済	—
			食生活改善推進員の養成に関すること	済	—
			健康づくり推進事業に関すること（運動指導）	済	—
			IADL訓練事業に関すること	済	—
			精神障害者社会復帰訓練教室に関すること	済	—
			機能訓練事業に関すること	済	—
			保健協力員構成に関すること	済	—
			骨粗鬆症予防教室に関すること	済	—
			健康相談業務に関すること	済	—
			医師会・歯科医師会に関すること	済	—
			その他補助金・交付金に関すること	済	—
			むつ総合病院感染症病棟の運営協議に関すること	済	—
			救急医療在宅当番医制度に関すること	済	—
			食中毒警報に関すること	済	—
			健康度評価事業に関すること	済	—
			地域ケア会議に関すること	済	—
			まごころケア事業に関すること	済	—
			生活習慣病改善指導に関すること	済	—
			健康ウォーキング大会に関すること	済	—
			医師謝礼、旅費、保健福祉推進員（名称・活動）・台帳作成方法等に関すること	済	—
			検診時賃金等、報償費謝礼に関すること	済	—
			保健センター運営業務に関すること	大畠は現行どおり存続	未定

番号	協定項目	調整内容	調整事務事業	調整状況	完了予定期
24-17	農林水産関係事業	<p>① 農林水産関係振興事業は、新市においても、各地域の産業の振興を図るために実施し、事業内容等については、地域の実情等を考慮し、調整する。</p> <p>② 農振農用地区域については、当面現行のとおりとし、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。</p> <p>③ 農林水産業の振興に関する各種計画については、新市において新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>④ 農林畜産業制度資金は、現行の制度を新市に引き継ぎ統合し、実施することとするが、利用状況等を考慮し、新市において調整する。</p> <p>⑤ 産業振興等資金貸付制度等は、現行のとおりとし、地域の実情、利用状況等を考慮し、新市で調整する。</p> <p>⑥ 中山間地域等直接支払事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、実施する。</p> <p>⑦ 土地改良事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助基準については、新市で調整する。</p> <p>⑧ 部分林・分収林は、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理については、新市で調整する。</p> <p>⑨ 特別導入事業は、合併時に統合し、管理については、地域の実情を考慮し、新市において調整する。むつ市有牛貸付け事業は、特別導入事業を補完するため、区域を拡大し実施する。</p> <p>⑩ 水産業関係利子補給制度を新市に引き継ぎ、区域を拡大する。利子補給率に関しては、合併時に調整する。ただし、合併時に継続している利子補給に関しては、従前の例とする。</p> <p>⑪ 渔港使用料、占用料は合併時に統合する。</p> <p>⑫ 産業振興施設は、新市においても、各地域の産業振興を図るために事業を行うこととし、管理運営等に関しては、新市において地域の実情等を考慮し、調整する。</p>	<p>地域農業マスタープランに関すること</p> <p>農業振興地域の整備計画に関すること</p> <p>農業基本構想に関すること</p> <p>地力保全対策事業に関すること</p> <p>農産物の振興に関すること</p> <p>農林業制度資金に関すること</p> <p>農協経営基盤強化総合対策事業に関すること</p> <p>農作物の病害虫防除に関すること</p> <p>林業関係施設の維持管理に関すること</p> <p>分収林整備に関すること</p> <p>部分林に関すること</p> <p>市（町村）有牛貸付事業に関すること</p> <p>特別導入事業基金に関すること</p> <p>林業振興対策協議会に関すること</p> <p>—</p>	済	—
24-18	商工・観光関係事業	<p>① 中小企業特別保証融資制度は、現行のとおりとし、保証料補給はむつ市の例とする。</p> <p>② 商工観光振興事業等は、現行のとおりとし、新市において各団体及び各地域の実情、経緯を踏まえ、振興事業の充実が図れるよう新市において調整する。</p> <p>③ 商工観光施設等は、現行のとおり新市に引き継ぎ、運営方法等は新市で調整する。</p> <p>④ 温泉施設の利用料は現行のとおりとし、新市において調整する。新市の住民の住所地による利用料の格差は設けない。</p>	<p>内水面漁業振興に関すること</p> <p>内水面漁業振興施設の管理及び運営に関すること</p> <p>水産業振興計画に関すること</p> <p>水産業の振興に関すること</p> <p>種苗放流事業に関すること</p> <p>増・養殖事業に関すること</p> <p>さけ・ますふ化場の管理及び運営に関すること</p> <p>アワビの放流事業に関すること</p> <p>漁業近代化に関すること</p> <p>水産業に係る各種利子補給制度に関すること</p> <p>沿岸漁場整備開発事業に関すること</p> <p>水産振興市町村単独事業に関すること</p> <p>漁業系廃棄物処理に関すること</p> <p>水産諸団体の指導育成に関すること</p> <p>漁港計画に関すること</p> <p>漁港整備事業に関すること</p> <p>漁港関係事業に関すること</p> <p>漁港区域内の海岸保全事業に関すること</p> <p>地場産業振興に関すること</p> <p>中小企業特別保証融資制度に関すること</p>	済	—

番号	協定項目	調整内容	調整事務事業	調整状況	完了予定期
					年度
			商工会(議所)に関すること	済	—
			流通センターに関すること	済	—
			温泉施設の管理運営に関すること	済	—
24-19	勤労者・消費者関係事業	① 消費者行政については、むつ市の事業を新市において拡大し、充実を図る。 ② 出稼ぎ対策事業については、健康診断の全域へ拡大等、援護事業の標準化を図る。 ③ 勤労者生活資金融資制度は、むつ市の制度を新市に引き継ぐ。	消費者行政に関すること 勤労者生活資金融資に関すること 出稼対策に関すること 市町村観光イベント及びまつりに関すること 財団法人むつ下北観光物産公社に関すること 市町村観光協会に関すること 道の駅の管理運営に関すること むつ市イベント広場の管理及び運営に関すること むつ下北観光物産館の管理及び運営に関すること 観光遊覧船に関すること	済 済 済 済 済 済 済 済 済 済	— — — — — — — — — —
24-20	建設関係事業	① 道路占用料については、道路法で定められた地域区分により合併時に統合する。 ② 私道整備事業については、整備対象となる私道等の整備のため、補助金制度として存続する。 ③ 都市計画審議会、都市公園等の使用及び占用料については、むつ市の例により合併時に統合する。 ④ 都市公園以外の公園設置条例については、川内町の例により合併時に制定する。 ⑤ キャンプ場の管理運営については、合併時は現行のとおりとし、合併後に管理運営の方法を調整する。 ⑥ 公営住宅の使用料については、合併後早期に統合する。	公園の設置条例に関すること 都市公園等の使用及び占用料徴収に関するこ キャンプ場の管理及び運営に関すること —	済 済 済 —	— — — —
24-21	水道事業	① 新市における上水道事業及び簡易水道事業は、地方公営企業法を適用している2町は合併時にむつ市に統合する。 ② 法非適用の簡易水道事業を経営している脇野沢村においては、合併時に再編し、新市的一般会計における特別会計とし、合併後5年以内を目途に地方公営企業法を適用し、統合を図る。 ③ 新市における水道料金については、合併時は現行どおりとし、合併後5年以内を目指して統一する。 ④ 新市における水道加入金及び水道関係手数料については、合併時は現行どおりとし、合併後5年以内を目指して存廃を含め再編する。 ⑤ 新市における水道料金等審議会及び公営企業局事業再評価審議委員会は、合併時に実態を見極め再編する。	私道整備事業に関すること 地方公営企業会計に関すること —	済 済 —	— — —

番号	協定項目	調整内容	調整事務事業	調整状況	完了予定期
					年度
24-22	下水道事業	<p>① 下水道運営審議会については、合併時にむつ市の例により統合する。</p> <p>② 排水設備等工事資金融資あつ旋制度については、合併時に統合する。また、補助金制度については、合併時は現行のとおりとし、合併後に調整するが、融資あつ旋制度との併用は行わない。</p> <p>③ 下水道事業受益者負担金（分担金）については、合併時は現行のとおりとし、合併後の新規整備箇所については、地域の状況を踏まえ調整する。</p> <p>④ 下水道使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後は上水道料金の推移を参考に、下水道審議会に諮り合併後5年以内に調整する。</p> <p>⑤ 排水設備指定工事店の資格要件、指定期間及び手数料については、合併時にむつ市の例により統合する。</p> <p>⑥ 合併浄化槽設置補助金については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に調整する。</p>	<p>下水道等運営審議会に関すること</p> <p>下水道事業受益者負担金（分担金）に関するこ</p> <p>排水設備指定工事店の指定及び指導に関するこ</p> <p>合併浄化槽に関するこ</p> <p>排水設備等工事資金融資あつせん等に関するこ</p> <p>使用料の認定・調定・収納に関するこ</p>	<p>済</p> <p>済</p> <p>済</p> <p>済</p> <p>済</p> <p>済</p>	—
24-23	学校教育事業	<p>① 小学校及び中学校については、現行のとおり存続とし、通学区域については、現行の通学区域のとおりとする。</p> <p>② スクールバスの運行については、現行のとおり存続する。なお、実施方法等については、新市発足後、3年を目途に調整を図る。</p> <p>③ 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、むつ市の例とする。支給時期については、現行のとおりとし、新市発足後、5年以内を目途に統一を図る。</p> <p>④ 奨学金制度については、合併時に再編し、新しい制度で実施する。ただし、現に貸与を受けている者、返還中の者については、貸与、返還が終了するまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>⑤ 教育委員会表彰については、合併時にむつ市の例により調整し、新しい制度で実施する。</p> <p>⑥ 学校給食の実施については、現行のとおりとし、新市発足後において実情を踏まえながら、完全給食の実施に向けて、段階的にその調整を図る。</p> <p>⑦ 外国語指導助手（ALT）については、現在招致中の4名を新市において引き継ぎ、ALTを新市の学校規模、児童・生徒数や各地区的配置要望を活かし、調整の上、適正に配置し、教育効果の向上に努める。</p> <p>⑧ 中高一貫教育については、対象区域を新市全域に拡大する。</p> <p>⑨ 各種補助金等については、合併後、各地域の実情・状況を踏まえ補助内容等を新市において精査の上、調整する</p>	<p>予算・決算の統括、学校配分及び補助金・負担金に関するこ</p> <p>儀式、交際、褒賞、涉外及び学校児童・生徒表彰に関するこ</p> <p>スクールバスの維持管理及び運行に関するこ</p> <p>小学校の概況について</p> <p>中学校の概況について</p> <p>通学区域の設定及び変更に関するこ</p> <p>通学児童に係わる補助金に関するこ</p> <p>要保護・準要保護児童生徒の就学援助に関するこ</p> <p>私立幼稚園就園奨励費補助事業に関するこ</p> <p>中高一貫教育に関するこ</p> <p>すくすく子育て支援費補助金に関するこ</p> <p>奨学金の貸与に関するこ</p> <p>学校給食の実施方法に関するこ</p> <p>学校給食の管理運営に関するこ</p> <p>外国語指導助手（ALT）招致等に関するこ</p>	<p>済</p>	—
24-24	社会教育事業	社会教育関係事業は、各市町村の地域特性を活かしながら実施されているので、新市においても継続するものとし、事業の内容・開催時期・運営方法等の見直しを含めた調整を図りながら、新市にふさわしい生涯学習及び社会教育の方向づけと体制をつくる。	<p>生涯学習推進事業に関するこ</p> <p>文化振興に関するこ</p> <p>IT講習事業に関するこ</p> <p>成人式に関するこ</p> <p>文化財の指定・解除に関するこ</p> <p>スポーツ少年団事務局に関するこ</p> <p>学校体育施設開放事業に関するこ</p> <p>スポーツ賞に関するこ</p> <p>市（町村）民体育大会に関するこ</p> <p>スポーツ交流に関するこ</p> <p>各種スポーツ大会、教室の運営に関するこ</p>	<p>済</p>	—

番号	協定項目	調整内容	調整事務事業	調整状況	完了予定期
					年度
			公民館運営管理業務に関すること	済	－
			公民館運営審議会に関すること	済	－
			公民館主催事業に関すること	済	－
			I T 講習に関すること	済	－
			公民館まつりの開催に関すること	済	－
			図書館の企画・運営・施設管理業務に関するこ	済	－
			図書館の運営管理業務に関すること	済	－
			移動図書館車運営管理業務に関すること	済	－
			移動図書館車の巡回乗車、貸出、返却管理業 務に関すること	済	－
			図書の貸出・返却業務に関すること	済	－
25	新市建設計画	新市建設計画は、別添「新市建設計画」のとおり。	－	－	－